

『年金生活者支援給付金 支給金額改定通知書・振込通知書』 (視覚障害のある給付金受給者の方)

<表面>

料金後納郵便		①年金生活者支援給付金 支給金額改定通知書		②年金生活者支援給付金 振込通知書											
親展 大切なお知らせ ※このお知らせは大切に保管してください 差出人 日本年金機構 Japan Pension Service 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号 ご案内は内側にあります。 矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。 (水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください。)		(この通知書は、支給金額を証するものですので大切に保管してください。) 令和2年4月分以下のおとりの支給金額が改定されましたのでお知らせします。 なお、改定された支給金額は、令和2年5月(4、5月分)からのお支払いとなります。		以下の金額を、ご指定の金融機関の預貯金口座に振り込みます。 振込は 年 月 から 年 月 までの各振込月に行われます。(表面②の振込予定日を参照ください。)											
		給付金の種類 年金生活者支援給付金		給付金の種類 年金生活者支援給付金											
		基礎年金番号		基礎年金番号											
		受給者氏名		受給者氏名											
支給金額(月額) 円		給付金支払額及び振込額													
		<table border="1"><thead><tr><th></th><th>年 月の振込額</th><th>年 月から 月の振込額</th></tr></thead><tbody><tr><td>給付金支払額</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>調整額</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>振込額</td><td>円</td><td>円</td></tr></tbody></table>			年 月の振込額	年 月から 月の振込額	給付金支払額	円	円	調整額	円	円	振込額	円	円
	年 月の振込額	年 月から 月の振込額													
給付金支払額	円	円													
調整額	円	円													
振込額	円	円													
令和2年6月1日		令和2年6月1日													
厚生労働大臣 印影		厚生労働省 官署支出官 厚生労働省大臣官房会計課長 印影													

<裏面>

一般的なお問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ		来訪相談のご予約は『予約受付専用電話』へ		①年金生活者支援給付金額の改定		②年金生活者支援給付金の振込予定日																			
0570-05-1165 ●050から始まる電話でかけになる場合は(東京)03-6700-1165 <受付時間> 月曜日 午前8:30～午後7:00 火～金曜日 午前8:30～午後5:15 第2土曜日 午前9:30～午後4:00 ※月曜日は祝日の場合、翌日以後の開業日前日は午後7:00まで。 ※祝日(第2土曜を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。 お問い合わせ、ご予約の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。 ○代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。 ○休日明けや通知が届いた直後は、非常に電話が混雑します。ご了承ください。 ○おかけ間違いには、十分ご注意ください。		0570-05-4890 ●050から始まる電話でかけになる場合は(東京)03-6631-7521 ●年金事務所等の窓口で年金請求の手続きや、支給している年金についての相談を希望される方は、ぜひ予約相談をご利用ください。 <受付時間> 月～金曜日 午前8:30～午後5:15 ※土曜祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。		○年金生活者支援給付金の給付基準額は、物価の変動に応じて改定を行う仕組みとなっており、令和2年度は昨年度の額に対して0.5%の引き上げとなります。(給付基準額は5円以上10円単位に切上げ) ○表面の支給金額は、給付基準額の改定に伴い算出したものです。 [改定後の年金生活者支援給付金(月額)] <table border="1"><thead><tr><th>給付金の種類</th><th>令和元年度</th><th>令和2年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>老齢年金生活者支援給付金</td><td>5,000円^{※1}</td><td>5,030円^{※1}</td></tr><tr><td>障害年金生活者支援給付金</td><td>(1級) 6,250円^{※2} (2級) 5,000円</td><td>(1級) 6,288円^{※2} (2級) 5,030円</td></tr><tr><td>遺族年金生活者支援給付金</td><td>5,000円^{※3}</td><td>5,030円^{※3}</td></tr></tbody></table> ※1 給付基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間や保険料免除期間等に 応じ算出されますので、支給金額は0.5%の増額にならない場合があります。 ※2 障害等級1級の場合は、給付基準額を2.5倍した額となります。 ※3 2人以上の子が受給している場合は、子の数で割った金額となります。 ○年金生活者支援給付金の改定については、日本年金機構ホームページでもご案内しています。 [決定に不服のある方へ] この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の原本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省)に再審査請求できます。 なお、この決定の取消の請求は、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。 ※年金生活者支援給付金改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。		給付金の種類	令和元年度	令和2年度	老齢年金生活者支援給付金	5,000円 ^{※1}	5,030円 ^{※1}	障害年金生活者支援給付金	(1級) 6,250円 ^{※2} (2級) 5,000円	(1級) 6,288円 ^{※2} (2級) 5,030円	遺族年金生活者支援給付金	5,000円 ^{※3}	5,030円 ^{※3}	年金生活者支援給付金の支払日は年金と同じ原則振込月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。 <table border="1"><thead><tr><th>【令和2年】</th><th>6月15日(4月・5月分)</th><th>8月14日(6月・7月分)</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>10月15日(8月・9月分)</td><td>12月15日(10月・11月分)</td></tr></tbody></table> 【令和3年】 2月15日(12月・1月分) 4月15日(2月・3月分) 【注意事項】 ○年金生活者支援給付金の支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金生活者支援給付金振込通知書をお送りいたします。 ※年金生活者支援給付金は、年金と同じ口座にお振込みしますので、年金の振込口座を変更する場合、年金生活者支援給付金の振込先も変更となります。 『調整額』欄の見方 年金生活者支援給付金の通知金金を毎月の支払いからお返しいただく場合、又はさかのぼって年金生活者支援給付金をお支払いする場合にその金額を表示しています。 このような場合はお手続きが必要となります 次のいずれかに該当する場合は、年金生活者支援給付金は支給されません。このような場合は、必ず届出・手続きが必要となりますので、『ねんきんダイヤル』にご相談ください。 ○日本国外に転居したとき ○刑事施設等に拘禁されたとき ※手続きは不要ですが、年金が金額支給停止となった場合も年金生活者支援給付金は支給されません。 ※右のマークは音声コードです。 目の不自由な方に自身のお支払いに関する情報を音声でご案内します。		【令和2年】	6月15日(4月・5月分)	8月14日(6月・7月分)		10月15日(8月・9月分)	12月15日(10月・11月分)
給付金の種類	令和元年度	令和2年度																							
老齢年金生活者支援給付金	5,000円 ^{※1}	5,030円 ^{※1}																							
障害年金生活者支援給付金	(1級) 6,250円 ^{※2} (2級) 5,000円	(1級) 6,288円 ^{※2} (2級) 5,030円																							
遺族年金生活者支援給付金	5,000円 ^{※3}	5,030円 ^{※3}																							
【令和2年】	6月15日(4月・5月分)	8月14日(6月・7月分)																							
	10月15日(8月・9月分)	12月15日(10月・11月分)																							